

# 青森県特別保証融資制度(経営安定化サポート資金)

## 1 概要

取引先企業の倒産、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

## 2 制度内容

### (1) 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかの要件に該当すると認められるものとして商工会議所会頭または商工会会長の推薦を受けたもの。ただし、④ア)においては創業後1年未満の中小企業者を含むものとし、⑤においては商工会議所会頭等の推薦を不要とする。

#### ①連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有しているものまたは倒産企業との取引依存度が10%以上であるもの

#### ②事業承継枠

事業を承継するもので従業員の雇用維持等一定の要件を満たすもの

#### ③経営安定枠

ア) 最近3か月間の売上高または受注高もしくは経常利益(以下「売上高等」という)が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの

イ) 売掛債権回収の長期化(または不能)またはその他の事由により、経営の安定に支障を生じているもの

ウ) 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少しているもの

エ) 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれるもの

#### ④災害枠

ア) 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの

イ) 東日本大震災により事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの

- ・東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して10%以上減少しているもの

- ・東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して5%以上10%未満減少しているもの

- ・東日本大震災の影響により、売掛債権回収の長期化または不能が生じているもの

(次頁に続く)

#### ⑤事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、または再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの

#### (2)融資限度額

上記①は、運転資金のみで3,000万円

上記②は、1億円

上記③は、運転資金のみで4,000万円

上記④は、ア)3,000万円 イ)8,000万円

上記⑤は、3,000万円

#### (3)融資期間(うち据置期間)

上記①は、10年以内(2年以内)

上記②は、運転資金 10年以内(2年以内) 設備資金 15年以内(3年以内)

上記③～⑤は、10年以内(2年以内)

#### (4)融資利率

上記①～③は、金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率(下限1.4%)

上記④のアは、0.9% ④のイは、0.7%または0.9%

上記⑤は、取扱金融機関所定利率

#### (5)保証料率

原則年0.45～1.90%

### 3 問い合わせ先

○青森県商工労働部商工政策課商工金融グループ TEL 017-734-9368

○青森県信用保証協会業務課 TEL 017-723-1354